

「道路環境影響評価の技術手法」の全面改定 ～アセス法改正による配慮書手続等への対応～



環境研究部 道路環境研究室 主任研究官 井上 隆司 室長 角湯 克典 研究官 山本 裕一郎

(キーワード) 環境影響評価、道路事業、計画段階配慮事項、事後調査

1. 技術手法改定の背景（アセス法の改正）

「道路環境影響評価の技術手法」（以下、技術手法）は、道路事業者が環境影響評価（アセス）を実施する際に、項目（環境項目）の選定や調査・予測・評価の手法を検討する上で参照する手引き書である。アセス法及びその技術指針である主務省令が改正（平成25年4月施行）されたことを踏まえ、技術手法の全面改定を行ったので、図に示す各項目の概要を紹介する。

改正アセス法では、新たに2つの手続が義務付けられた。まず、従来からのアセス（EIA）より早い段階での環境配慮（中環審答申（H22.2.22）でいうSEA制度）が、配慮書手続として義務化された。また、アセス後の事業実施における事後調査等の報告・公表が、報告書手続として義務化された。

これらの義務化に対応するとともに、最近の科学的知見や関連制度改正を反映させるため、緑化生態研究室及び独法土研地質・地盤研究グループと分担・協力し、関連するこれまでの研究成果を活用して技術手法を全面改定したものである。改定に際し、各環境分野の学識者で構成する検討委員会（委員長：屋井鉄雄東工大教授）の審議及び地整等への意見照会を経た。改定した技術手法は、国総研資料第714号及び独法土研資料第4254号にとりまとめた。

項についての検討」を実施することとなった。これは、道路事業では、構想段階での概略ルート・構造の検討における環境面の配慮を、EIAと同様に、「事業特性・地域特性の把握」「計画段階配慮事項（環境項目）の選定」「調査・予測・評価の結果」の形式にとりまとめるものである。

技術手法では、全環境項目を一括した共通の内容として「計画段階配慮事項」の章を新設した。当研究室における、道路事業の構想段階P I 事例におけるプロセスや環境面の評価手法についての分析結果等を活用し、既存資料により環境影響に配慮する対象（検討対象）と概略ルート・構造（複数案）の位置関係によって環境影響を評価するという、簡易な手法を提示した。大気・騒音等に関しては市街地や集落・学校・病院等、動物・植物に関しては重要種が確認・報告されている場所やそれらが必要とする生息・生育環境等が、検討対象（評価対象）となる。その上で、回避・低減の状況、EIAで詳細に検討すべきものを整理することとした。

また、特に自然環境について、入手可能な既存情報や概略ルート・構造の検討段階で可能な配慮手法についての検討結果を活用し、具体的な調査・予測・評価の考え方を別途参考資料（国総研資料第720号）に示した。

なお、既存のEIAの各項目には、上記で収集した情報の活用や検討結果を反映する旨を追記した。

(2) 事後調査手法の具体化

改正アセス法により公表対象となる今後の事後調査をより適切に実施するため、実施事例の大半を占める「動物・植物・生態系」に事後調査手法を追記することとした。当研究室における既存の事後調査事例（動植物の移植・移設、工事中の猛禽類への配慮等）の分析結果等を活用し、保全目標の明確化、目的に応じた調査の詳細度、調査期間の目安等について解説した。

3. 技術手法の公表と活用

全面改定した技術手法は下記にて公表している。
<http://www.nilim.go.jp/lab/dcg/kadai/kadai1/gijutsu.htm>
これまでの全ての道路アセスのほとんどの項目で技術手法に掲載の手法が採用されているところであり、改定後の技術手法についても、法改正後の新たな手続を含めたアセスでの活用が期待される。



図 アセス法改正と技術手法の改定

2. 主な改定点

(1) 「計画段階配慮事項」の新設

配慮書手続において、事業者は「計画段階配慮事